

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1の金額を上限として報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外において、毎月定期的に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外において、理事長の命を受けて毎月定期的に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を上限として報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1の金額を上限として報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1の金額を上限として報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(評議員の報酬)

第8条 評議員が評議員会に出席したときは、別表4の金額を上限として報酬を支払うことができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年6月19日から適用する。

2 理事長業務報酬等については、業務量を勘案して別表2の月額の2倍を限度に増額することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月25日から施行する。ただし、別表2については、令和7年7月1日から適用する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	15,000円	
監事監査指導報酬等	15,000円	

別表2（月額）

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等	160,000円	
理事業務報酬等	80,000円	

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

別表4（日額）

名 称	報 酬	備 考
評議員会出席報酬等	15,000円	